

《高井戸中学校いじめ防止基本方針》

杉並区立高井戸中学校

☆指導の基本

- ・「いじめを許さない学校づくり」

生徒は

- ◇どんな理由があっても絶対にいじめを行ってはならない。
- ◇いじめに対して見て見ぬふりをしてはいけない。
- ◇いじめをやめさせたり、相談や通報したりすることは勇気ある正しい
行いであることを理解する。

- ・いじめ防止対策推進法、杉並区いじめ防止対策基本方針、杉並区いじめ対応マニュアルに基づき、上記の学校づくりを目指す。

☆学校の責務

- ・いじめに関する自校の課題を把握し、教職員の意識を高め、組織として問題に取り組むことを常に心がける。
- ・いじめ防止のための実効性のある行動計画を作成し、いじめ防止に取り組む。

☆教職員の役割

- ・いじめが発見された際は、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・生徒にとって安全、安心な学校をつくり、環境整備をする。
- ・学校の取組を学校便り、HP 等に掲載して、保護者や地域住民にも発信する。

☆校内体制

- ・学校いじめ対策委員会（企画委員会がその役割を負う）⇒週に1回
 - ※ 校長、副校長、分掌主任（経営支援・教務・生活指導・進路学習・保健）、学年主任、学級主任（高井戸学級・チャレンジクラス）、必要に応じて学級担任、養護教諭、S C、S S W等が参加
 - ※ 生活指導部会、特別支援教育校内委員会、各学年会、各学級会等による対応を基して、学校いじめ対策委員会において協議する。
- ・地域いじめ対策委員会（学校運営協議会がその役割を負う）
 - ※ いじめ問題に関する情報等を必要に応じて提供し、家庭・地域との連携を図る。

- ・いじめの未然防止、早期発見及び早期対応のため、教育委員会、警察（スクールソーター）、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関との連携を図る。

☆学校の取組

《未然防止》

- ・充実した学校生活を送ることが出来るように、わかる授業づくりや活躍の場を生徒全員に与えることによって、将来の夢や目標をもつ生徒を増やす。
- ・人間関係づくり（コミュニケーション能力）⇒ソーシャルスキルトレーニング・構成的グループエンカウンターなどを取り入れ、校内に温かい人間関係を構築する。
- ・生徒会を中心とする等、生徒が主体となっていじめ防止のために行動しようとする意識や態度を育成する。
- ・学校評価アンケート（いじめ防止の取組を検証する項目を導入）を実施する。

《早期発見》

- ・日頃から生徒理解を心がけ、いじめの早期発見に努め、いじめが発生した際に迅速かつ適切に組織的な対応を行うための共通認識を図る。
- ・アンケート調査（年3回、「学校以外のこと」でも心配・不安・悩みごとがあつたら記入する。）を実施する。
- ・少しでも気になる生徒がいた場合は、面談を行う、家庭との連携を図るなど、個々に応じた対応を組織的に行う。

《早期対応》

- ・いじめを発見した教員が一人で抱え込みず、いじめの情報の迅速な共有を組織的に行う。
 - ※ 関係生徒への事実関係の確認
 - ※ 学校いじめ対策委員会による対応方針、指導及び支援体制の決定
 - ※ 保護者との連携及び組織的な対応
 - ※ 教育委員会への報告（重大事態に関わる案件は迅速に報告） 等

《いじめ防止対策の改善について》

- ・効果的かつ継続的な、いじめに応じた「未然防止」「早期発見」「早期対応」を図るため、様々な関係機関等の評価等も参考にし、「学校いじめ対策委員会」において具体的な対応について検討・改善を図る。

令和7年4月1日一部改訂